

12. 社会活動と仕事

就労相談

1. 障害者就労支援センターみ～な

就職に向けた支援や就労後の定着支援、生活面の支援、離職・転職に関する支援を行っています。相談は予約制で、継続利用には登録が必要です。利用料は無料です。

(対象)

府中市内在住の就労中もしくは就労を希望している障害のある方

窓口

障害者就労支援センターみ～な（府中市南町5-38 府中市立心身障害者福祉センター内）

TEL：042-360-1312・FAX：042-368-6127

2. 東京障害者職業センター多摩支所

公共職業安定所等と連携し、次の支援を行います。相談は予約制です。費用は無料です。

障害のある方への支援

- (1) 職業相談、職業評価、職場適応支援
- (2) 職業準備支援 等

障害のある方と事業主双方への支援

- (1) ジョブコーチ支援
- (2) 精神障害のある方の職場復帰支援（リワーク支援）

事業主への支援

- (1) 障害のある方の雇用管理に関する相談、支援
- (2) 雇用管理サポート講習会 等

窓口 東京障害者職業センター多摩支所（立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階）

TEL：042-529-3341・FAX：042-529-3356

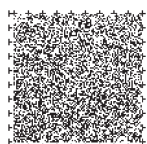
HP：<https://www.jeed.go.jp>

3. 障害者就業・生活支援センター オープナー

障害のある方が地域の中で安心して働き、自立した生活を送るために相談・支援を行います。また、障害者雇用に関する企業への相談・支援も行っています。

(内容)

- ・ 障害特性、企業に求める配慮事項の整理、職種や希望条件の検討、履歴書・職務経歴書の作成などの求職活動準備の支援
- ・ 企業見学や職場体験実習、採用面接の同行などの求職活動の支援
- ・ 就職後の職場訪問や面接による就業面、生活面についての相談
- ・ 在職者交流会と学習会の実施



(対象)

障害があり就労を希望している方、また就業中の方（障害者手帳の有無や居住地は問いません）

窓口

障害者就業・生活支援センター オープナー（国立市富士見台1-17-4）

TEL：042-577-0079・FAX：042-575-8332

4. 障害者の雇用促進（公共職業安定所等）

求人検索用パソコンにより全国のハローワークの求人情報を提供するほか、窓口での仕事の相談・紹介、各種セミナーの開催や個別面談など、多方面から求職活動を支援しています。また職業訓練への受講あっせん、雇用保険の給付業務などを行っています。

窓口

府中公共職業安定所（府中市美好町1-3-1）

TEL：042-336-8609（代）・FAX：042-362-8093

職業訓練

1. 就労移行支援・就労定着支援

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、32ページをご参照ください。

事業所の一覧については、110・111ページをご参照ください。

2. 東京障害者職業能力開発校

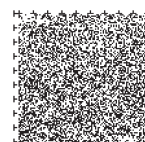
(対象)

身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者並びに重度視覚障害者等で、一般の職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な方

障害者手帳をお持ちの方



社会活動と仕事



《募集科目一覧》

科 名	募集人員	訓練期間	対 象 者
ビジネスアプリ開発科	10名	1年	身体障害者 精神障害者 発達障害者
ビジネス総合事務科	10名		
グラフィックDTP科	15名		
ものづくり技術科	10名		
製パン科	10名		
建築CAD科	10名		
調理・清掃サービス科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	身体障害者 精神障害者 発達障害者
オフィスワーク科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名		
就業支援科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	3か月	
職域開発科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	精神障害者 (医師から統合失調症、躁うつ病、てんかんの診断を受けている方でも可) 発達障害者 (医師から発達障害の診断を受けている方でも可)
実務作業科	30名	1年	知的障害者
実務科	5名	1年	重度視覚障害者

* OA実務科は、重度視覚障害者専門の教育訓練機関に委託して実施します。

(内容)

能力に応じた技能と基礎知識を学びます。訓練修了者には公共職業安定所と連携して就職の相談・支援を行います。費用は無料です。

通校が困難な身体障害者の方は入寮を希望することができます。入寮にあたっては、選考日に別途入寮のための面接を行い、可否を判定します。寮費は無料ですが、寝具、日用品などの経費は自己負担です。

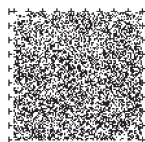
(所在地)

小平市小川西町2-34-1 (西武国分寺線・西武拝島線「小川駅」下車、徒歩5分)

TEL: 042-341-1427・FAX: 042-341-1451

(申込)

毎年9月以降に入校希望者募集します。公共職業安定所に申し込んでください。(調理・清掃サービス科・オフィスワーク科・職域開発科・就業支援科は、年4回募集があります。)申込みの前に東京障害者職業能力開発校を見学されることをおすすめします。お問い合わせや見学を希望される方は直接東京障害者職業能力開発校へお問い合わせください。



3.(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者雇用就業サポートデスク】

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています(飯田橋のみ)。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。(職業紹介はしていません。事前予約制です)。

飯田橋 月～金 午前9時～午後5時

多摩 月・水・金 午前9時～午後5時

TEL: 03-5211-5462 (飯田橋・多摩共通)

【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

【企業見学】

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

【職場体験実習】

企業で働いた経験がない(少ない)、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

TEL: 03-5211-2682

【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・ 知識・技能習得訓練コース(パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など)
- ・ 障害者向け日本版デュアルシステム(事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など)
- ・ 実践能力取得訓練コース(事務補助、清掃など)
- ・ e-ラーニングコース(都内在住で通所困難な障害者が対象。Web製作実践講座など。)
- ・ 在職者訓練コース(雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど)

受講料・・・無料(交通費、食事代等は訓練生負担)

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

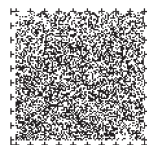
窓 口

(公財)東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL: 03-5211-2681

HP: <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



社会活動と仕事

4.IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより在宅での就労を目指します。養成期間は2年間です。費用は年間6万円です。

（対象）

外出が困難で一般の教育、就労の機会が得られない身体障害者手帳1～3級の方で、高校卒業程度の学力があり、週4日以上1日4～6時間の学習が可能な方

窓 口 社会福祉法人東京コロニー 職能開発室（中野区中野5-3-32）

TEL：03-6914-0859・**FAX**：03-6914-0869

HP：<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

その他

生活福祉資金の貸付

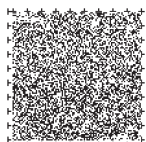
「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。他に利用できる制度がある場合は、そちらが優先となります。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。また、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。なお、貸付には要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

窓 口 府中市社会福祉協議会

TEL：042-360-9996・**FAX**：042-362-9090

または、地域の民生委員へ

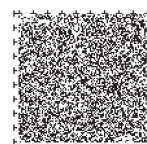


《生活福祉資金 貸付資金内容一覧》

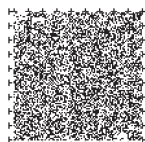
資金種類		資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
			低所得	障害者	高齢者					
福祉資金	福祉費	出産・葬祭に必要な経費	○ ○			500,000円	3年以内	6カ月以内*	原則必要だが、無でも可	保証人有なら無利子 無なら年1.5%
		○出産 分娩入院経費及び出産に伴って必要となる経費 ○葬祭 葬祭に対し必要な経費								
		住居の移転等に必要な経費	○	○	○	2,500,000円	8年以内			
		○転宅 住居の移転に際し必要な経費 賃借契約の更新に伴う経費								
		障害者用自動車の購入に必要な経費		○		2,500,000円	7年以内			
		○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同居して生計を同一としている者が、もっぱら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※対象となる車には一定の条件があります								
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	○	○	○	1,700,000円	8年以内			
		○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費								
福祉用具等の購入に必要な経費		○	○	1,700,000円	5年以内					
○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費										
負傷または疾病の療養に必要な経費	○		○	1,700,000円	5年以内					
○病気、負傷による治療のため支払が必要となる経費、及び生計中心者である方の療養の場合に、その療養期間中の生計を維持するための経費 ※当該療養期間が1年を超えない場合が対象										
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○	1,700,000円	7年以内					
○介護保険法による介護給付（予防給付を含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入・修理するために必要な経費。及び生計中心者である方が、その介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合が対象										
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○			1,500,000円	7年以内					
○災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費										



社会活動と仕事



資金種類		資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子	
			低所得	障害者	高齢者						
福祉資金	福祉費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費				5,136,000円	10年以内	6ヵ月以内*	原則必要だが無でも可	保証人有なら無利子 無なら年1.5%
		就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	○	○		500,000円	3年以内			
		生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用など ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の1/3以上の自己資金が必要です。 ※その他、借入れには一定の条件があります。	○	○		低所得世帯 2,800,000円	7年以内			
							障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
		技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 ※社会人の方への貸付については、職場から求められている場合や、これまで計画的に入学金程度の自己資金を準備してきた場合が対象。 ※貸付上限額は低所得世帯の場合の額。障害者世帯の上限額は別途あり。	○	○		【技能習得期間ごとに設定】 ・6ヵ月程度 1,100,000円 ・1年程度 2,000,000円 ・2年程度 3,800,000円 ・3年以内 5,600,000円	8年以内			
		その他日常生活上一時的に必要な経費	○給排水設備・冷暖房設備等を設けるのに必要な経費 ○年金保険料や健康保険料（税）の未納分 ○義務教育にかかる経費（制服や修学旅行の費用） ○生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料* ○障害者自動車の修理に必要な経費 ○生活保護受給世帯の生活必需品等の購入費用	○			500,000円	3年以内			
	○										
○							100,000円				



【生活保護世帯の場合】

○生活保護制度では対応できない資金使途であり、福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。生活保護費以外の収入で返済していただくことが必要です。※

○まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

※ただし「福祉資金福祉費その他日常生活上一時的に必要な経費」の中の生活必需品等、福祉事務所が認めたものについては、その限りではありません。

《教育支援資金》

資金種類			資金の目的		貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
					低所得	障害者	高齢者					
教育支援資金	教育支援費	教育支援費＋就学支度費	学校の授業料などに必要な費用	○学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料などに必要な費用＊ ※中学から高校または高校から大学など、上級学校へ進学・就学する場合が対象	○			※下記「教育支援資金（教育支援費）貸付限度額」参照のこと	14年以内	6カ月以内	原則不要（ただし、原則として連帯借受人が必要）	無利子
	就学支度費		学校に入学する際に必要な費用	○上記の学校に入学する際に必要な入学金（入学時のみ対象）	○			500,000円				

* 専修学校専門課程と連携する通信制短期大学等の2つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象外です。

《教育支援資金（教育支援費）貸付限度額》

教育支援費貸付上限額	・高等学校 ・専修学校 (高等課程)	高等専門学校	・短期大学 ・専修学校 (専門課程)	大学 専門職大学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 (貸付上限額の1.5倍)	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円



社会活動と仕事

